

第24回 地域活性化ワーキング・グループ 議事録

1．日時：平成27年12月22日（火）10:00～10:57

2．場所：中央合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室

3．出席者：

（委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、岡素之（議長）、佐久間総一郎、
松村敏弘

（政府）松永内閣審議官

（事務局）刀禰規制改革推進室次長、渡邊参事官、永山企画官

（内閣官房IT総合戦略室）犬童参事官、松田企画官

4．議題：

（開会）

シェアリングエコノミーについて

（内閣官房IT総合戦略室からのヒアリング）

（閉会）

5．議事概要：

渡邊参事官 それでは、定刻となりましたので、規制改革会議第24回地域活性化ワーキング・グループを開催いたします。

皆様方には御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、所用によりまして翁委員は御欠席でございます。また、本日、岡議長に御出席をいただいております。ありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事録を公開することとなっておりますので、御了承願います。

それでは、以後の進行は安念座長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

安念座長 おはようございます。IT総合戦略室の犬童参事官始め、皆様には御多用のところを御足労いただきまして、誠にありがとうございます。

早速ですが、「中間整理」について御説明をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

内閣官房IT総合戦略室（犬童参事官） IT総合戦略室で参事官をしています犬童と申します。よろしくお願いいたします。

資料に基づきまして御説明させていただきます。

IT戦略室のほうで10月下旬から、ITの利活用に関する制度整備検討会というものを立ち

上げてございまして、その中間整理ということで、12月10日に公表してございます。この中間整理の位置付けでございますけれども、制度整備に当たっての基本的な方向性というものをお示しさせていただいたということでございまして、具体的な法律の中身まで細かくお示したものでないということでございますし、1月12日までパブリック・コメントを募集しているというものでございます。

表紙をめくっていただきまして1ページ、背景でございますけれども、「日本再興戦略」が今年の6月30日に閣議決定されましたが、その改訂の中で情報の円滑な流通やビジネスモデルの変革等の促進に向けた制度整備ということで下線が引いてございますが、次期通常国会から、順次必要な法制上の措置を講ずるという中に、こちらで御議論いただいている民泊に代表されるようなシェアリングエコノミー等の新たな市場の活性化という項目が入ってございます。あわせて、同日6月30日にIT本部の決定の後に、世界最先端IT国家創造宣言を閣議決定していますが、同じような内容が盛り込まれているところでございます。

2ページ目がIT本部のもとに検討会を設置して12月10日に中間整理を取りまとめて、来年1月12日までパブリック・コメントを実施中というものでございます。

3ページ目でございますが、今回の制度整備の検討の背景ということでございます。これは皆さん御承知のとおり、近年のIT利活用をめぐる環境の変化ということでスマホの普及といったものに伴いまして、SNS・モバイル通信等々、消費者が自由に情報発信できる時代になってきている。あわせてIoT、ビッグデータ、AIなど、その情報の分析・活用技術も進展してございます。こういった中で政府としましても、去る10月から施行されましたマイナンバー制度の導入とか、あるいは今年の9月に成立しました改正個人情報保護法で匿名加工情報の仕組みを作るといったことで、情報流通に向けた制度整備を行っているところでございます。

こういった中でIT利活用というもので情報流通をさらに円滑化したいということでございまして、成長化戦略の大きな柱の一つということで先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

具体的な中身でございますが、4ページ目でございます。検討会自体はこれで終わりというわけではなくて、順次引き続きいろいろなテーマを取り上げていくことにしていますけれども、当面对応すべき事項として大きく2つ、ここに書かせていただいております。

1つ目がスピードのある政策、各省庁でITを活用した情報流通の促進ということでいろいろな施策を講じられていますが、その効果的、継続的、総合的な推進体制、計画を国が策定してPDCAを回していくといったような枠組みが必要ではないかということが大きな1つでございます。

2つ目が、個別の具体的な事項ということで、近年、ネットワークを使っているいろいろなビジネス等の取り組みが見られるのですけれども、特に法整備が求められる項目ということで重点的に2点ほど今回の中間整理で取りまとめさせていただいております。

1つ目はアでございますが、安全・安心にITを活用して情報を共有・利用する事業の円

滑化ということで代理機関（仮称）とありますけれども、現行情報、医療分野のビッグデータを活用して、さまざまな新薬の開発、新たな治療方法の研究等に役立てていくといった意味での情報の収集を円滑化するというような仕組みが必要ではないか。

2つ目が本日のテーマであります民泊関係のシェアリングエコノミーの適正な事業の確保ということでございます。

5ページ目は大きな1つ目の柱の基本計画を国が作りまして、いろいろな考え方に基づいてやっていきたいと思いますということを提言してございます。ここは説明を割愛させていただきます。

6ページ目でございますが、シェアリングエコノミーということでございまして、従来の業法の世界、民泊であれば旅館業法等で業規制というものがかった取引、B to Cの取引が主流であったところに、先ほど申し上げましたように個人がITを活用することでいろいろな情報発信ができるという時代になり、C to Cの取引が増えている。そのC to Cを仲介するようなシェアリングエコノミー事業者といったものが出てきているという状況にあります。

こういうシェアリングエコノミー事業者の特性ということで、まず検討会のほうでは7ページでございますが、インターネットでそういう仲介をする機能の特性ということでまとめさせていただきます、2点ございます。

1点目は匿名性ということでございますので、ネットワークの匿名性がございますので、顔や声を認識させることなく情報交換が可能ということで、身元を隠したり、他人になりますことが容易だという性格がございます。

2点目としまして、情報の広範な伝搬性ということで、不特定多数の方が低コストで自由に情報発信ができる時代になっていきますので、不特定の一般個人が短期間に限定してサービスを提供するという遊休資産を活用したシェアリングエコノミーといったものが出てきているような状況でございます。

こういった特性を踏まえまして、いろいろな課題が最近、民泊を中心に言われてございますが、一般論的に課題を整理したのが8ページでございます。

まず、課題の1つ目でございますけれども、仲介するサービスの提供者、利用者の状況の実態把握が困難だということが1つございます。

2つ目として、情報の非対称性が発生している。匿名性がございますので、相手が信用できるかどうかというのは情報だけで判断しなければいけない。そうすると情報の非対称性が発生しまして、不十分な情報や間違った情報で意思決定をしてしまうということがあのではないかとということでございます。

3つ目が外部不経済の発生ということでございますけれども、サービス提供に当たりまして詐欺とか許可を受けないで営業するとか、あるいは犯罪の温床になるとか、迷惑行為を行うといったことにつながりやすいということで、近隣住民の方の迷惑被害とか、最近ではパリのテロもございましたが、テロ対策等といったものが必要になるのではないかと

いうことでございます。

4点目がITの特性の一つでありますけれども、ボーダーレスという対応が当然必要だということでございますので、外国事業者がこういったサービスを日本国内の消費者に対してやるということも当然出てくるわけでございますが、そういったものに対してどういようように対応するのかという課題はございます。

9ページ目でございますが、そういった課題を整理した上でルール整備をシェアリングエコノミーという事業者に対して整備していきたいと考えてございますけれども、実際、シェアリングエコノミー、C to Cのマッチングサービスでございまして、いろいろなものが対象になってくるのでございますが、そうは言ってもC to Cのサービスの萌芽というのはいろいろなところで見られるものですから、そういった新たなサービスの登場を阻害しないという観点が必要だろうということで、どういったものをルール整備の対象にするかということをもとめてございます。

具体的にはイでございますけれども、新たなサービスの登場を阻害しないことが必要ということで、仲介するサービスの性質が生命、身体の損害が発生するおそれがあるものであって、社会的な影響が大きいものを仲介するものに限定してはどうか。具体的には、現在、業規制ということで、例えば民泊ということであれば宿泊という形態でございまして、旅館業法等が適用されていますが、こういった業規制がある分野については、もともと一定の法的保護の必要性があると考えられるということで、まずこういった業規制があるような分野のサービスを仲介するものについてルール整備してはどうか。その上で、さらに生命、身体の損害が発生するおそれがあるといったような事業者への安全性、信頼性といったものに懸念が生じ、最終的に消費者が便益を受けられないものに限定して対応していくべきではないかということで、例えば法律を作るとすれば政令で逐次追加的な仕組みが必要ではないかということでございます。

10ページ目についてでございますが、そのルール整備の具体的な中身、方向性でございますけれども、先ほどの課題1～4に対応しまして整理させていただいてまして、まず課題1の実態把握という点につきましては、問題が生じたときにも適切に対応できるように、まずシェアリングエコノミー、サービス事業者に対しましては、事業参入に当たって適切な規制を導入する。あわせて仲介するサービスの提供者、利用者の本人を特定できるような事項、パスポートなり、事業の免許だったら許可証なり、そういったものを提出いただくということも義務付けてはどうかということでございます。

2つ目の情報の非対称性につきましては、当然仲介するサービスが違法なものでないかというのは確認をいただくということで、その結果。あるいは具体的なサービス水準も正確な情報を利用者に提供していただくことが必要ではないかというものであります。

3つ目の外部不経済の発生でございますが、当然、外部不経済の内容にもよりますけれども、どこまで責任をシェアリングエコノミーサービス事業者が負うかということもございまして、実際の仲介するサービスの提供者・利用者との責任分界点は約款等で明確に

していただくとともに、シェアリングエコノミーサービス事業者にも一定の責任を担ってもらってはどうかということで、例えば苦情処理の相談窓口を開設したりといったものを義務付けてはどうかということでございます。

課題4のボーダーレスへの対応については、海外事業者にも当然法律を整備する場合には域外適用というものを設けまして、実効性のあるものにするという観点から、事業者の国内設置というものを要件にするなど、一定の把握のための仕組みが必要ではないかと考えてございます。

11ページ目でございますが、他方でシェアリングエコノミー、民泊以外にもいろいろな食事のサービスとかカーシェアとかいろいろなものが出てきてございますけれども、当面、シェアリングエコノミーを検討する契機となりましたのが、いわゆる民泊だったということもございまして、こういうサービス事業者のルール整備に当たっては、仲介するサービスについての業法とか関係法令についても一体的に整理してやるべきではないかとか、あるいは民泊を念頭に置いた意見であったのですけれども、サービス提供者に係る業法の規制緩和も同時に行うべきではないかという意見も検討会ではございました。このため、民泊における政府部内での議論、今、観光庁さん、あるいは厚労省さんの検討会が進んでございますが、そういった政府部内の議論も踏まえながら、シェアリングエコノミーサービス事業者のルール整備に当たっては、その要否も含めまして検討するべきではないかということで最後にルール点を書かせていただいております。

そのほかの検討会では、これは民泊を前提に議論していたということもございまして、シェアリングエコノミーサービス事業者に対しまして、損害賠償の措置を取るべきとか、あるいはレーティングサービス、仲介するサービスの提供者、利用者の相互評価の仕組みを設けるとか、法令違反を認知した場合の監督官庁への届出といったものが必要ではないか等々、いろいろな措置内容が意見として出されましたけれども、このあたりも含めて民泊の整理の状況を見ながら、一体的に検討していきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、ディスカッションに入りたいと思います。どなたからでも、またどの点からでも結構ですので、どうぞ御自由に御発言ください。

佐久間委員 どうも御説明ありがとうございました。

ぜひこういう形でIT活用によって民泊を進めていくということで検討を進めていただきたいと思っております。

その上で、具体的な仕組みの設計に当たっては、今の実態と今の何を目指しているのかという方向性から考える必要があるだろう。よく言われているのが、大阪、東京等、都市においてのホテルの稼働率が高い、さらに今後インバウンドでの需要が増える。したがって、そういうことに備える必要があるという議論。あと実際、既に先行している民泊的なものの実態からすると、都市において比較的便利なところでそういうサービスが行われて

いる。それはほとんど多くが都心にある集合住宅というようになる。それも当然そうなる
と、そこで居住者、所有者とともに、つまり、ホストとともに生活をするということでは
なくて、専ら部屋を貸す、部屋を利用していただく。その日数も、そうすると本人がいな
いわけですから、稼働率も非常に高い。

今までワーキングでお聞きしたことからすれば、年間100日から300日、平均で言うと、
私の計算だと200日を超える利用をしていただいている。もう完全にそれはある意味でビジ
ネスとしてやっているわけですから、当然なわけですね。日本であれば200平米以上あって、
その一部屋を常時貸せるような集合住宅というのはなかなかないわけで、当然、泊まられ
る方専用の物件になっているということだと思います。

ですから、そこをどうやってルールによって進めていくかという議論が重要ではないの
か。つまり、自分の住んでいるところに年1回か2回、多少のお金を取って泊まっていた
だいて、いわゆるホームステイ的な形にするというのは今のところ極めて限られている。
逆に、そういうものが余り問題になるとは個人的には思えない。ですから、問題になるの
は、私が先に言った都市型集合住宅、専らホストがいないところで年間非常に多くの日数
でサービスの提供がされている場合、ここを念頭に置くべきだろうと思います。

この中にも外部不経済の対応が書いてありますが、この大前提はそもそも集合住宅であ
れば、そこでそういう利用ができるということの確認が必要。つまり、それは管理規約で
あったり、一戸建てであれば自治会のルール、これは非常に厳しいルール。ごみ出しから
全てにおいて、外見含めて法律、条例をしのぐ規制をしている自治体、町内会というか、
そういうところもあるので、そことの整合性がまず確認される。したがって、そういうこ
とをサービス提供者はする。それはプラットフォーマーなのかどうかは別にして、そうい
うプロセスもぜひ検討する必要があるだろうと思います。

これは一旦問題が起きたときは民事になりますから、その解決というのは非常に時間か
かかる。そもそも相手が海外にいると訴訟という話にもならない、訴訟もできないとい
うことにもなりますので、その辺はよく検討した上で対策をやらないとこの制度が広まら
ないということだと思います。

以上です。

安念座長 何かコメントいただくことはありますか。

内閣官房IT総合戦略室(犬童参事官) 苦情処理の体制も含めまして外部不経済の対応
というものが苦情処理以外のシェアリングエコノミー事業者と仲介するサービスを提供す
る人の約款の中で、どこまで求めていくのか。法令違反だけなのか、今、委員がおっしゃ
るような民事というか、自治会の規約とか、あるいは管理組合の規約とか、そういったも
のとの整合性まで求めていくのかというのは1つ検討課題かなと思っていますし、シェ
アリングエコノミー事業者に対する規制というのは今年の1月にカリフォルニア州か何か
の州法で、又貸しか何かは禁止されていないのかというのを確認するように義務付けた法
律がございまして、そういった外国の法令も参考にしながら検討したいと思っています。

安念座長 ありがとうございます。

松村先生、どうぞ。

松村委員 今さらこんなことを聞いて申し訳ないのですが、これは民泊が契機で、これを念頭に置いているのは間違いないけれども、共通の広がり得るものなのですね。これを前提にして、このルールの性格を教えてくださいたいのです。具体的に例えば民泊だとか、ライドシェアだとかというのがまず関連してくるとしても、一般的に必要なルールを整備するわけですね。

ここでこのルールが整備され、その後、民泊を具体的に考えるならば、民泊という具体事例に応じた対策も必要になってくると思うのですが、この共通ルールは、そういう類いのものに対して最低限必要なものを定めて、民泊等のそれぞれの事例に応じて、これだけでは足りなければ上乗せして規制していくことを考えているルールなのか。あるいは逆に規制の上限はこれぐらい、これよりも厳しい規制を上乗せするのは想定していないという条件で、業法で追加的に規制を緩めていくことを考えているのか。あるいはそのどちらでもなく、標準的なルールを定めているので、業法によってより厳しくなることもあるし、緩くなることもある。そういうルールを考えているのか。どういう性格のルールなのかをまず教えてくださいませんか。

内閣官房IT総合戦略室（犬童参事官） 前者のほうだと思っていまして、シェアリングエコノミー事業者に共通する必要最小限のルールというものをまず定める必要があるだろう。これはC to Cの取引をどちらかというところと振興するという意味合いで、シェアリングエコノミー事業者にしっかりとしたルールで、ここは大丈夫な事業者なのだということを世の中に知らしめることで消費者の方がどんどん提供もできるし、借りることもできるといったような世界ができないかなと。シェアリングエコノミー関係の団体が最近できたという話がありまして、私もお話を聞きましたけれども、やはりベンチャーの方、小さな会社の方が多くて、そういう方というのは、どちらかというところしっかりとしたルール整備を作ってもらって、それに則ってやっているというように宣伝したほうが消費者が入ってきやすいということがございまして、そういう意味で、必要最小限の共通のルールということを作りたいと思っていまして、それが今10ページで課題1～4ということで書かせていただいて、これは必要最小限やっていただく話かなと考えてございます。

最後のページに留意事項ということで、ほかの義務の中身も書いていますが、これはおっしゃるように業法との関係で出てくるような話でございまして、これをどういう形で法律に盛り込むのか。基本約款というものを仮に参入規制をかけるのであれば提出していただくことも考えられますので、そういう基本約款の中で分野ごとに違う基準を作っていくということも考えられるのではないかと考えています。

安念座長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

どうぞ。

佐久間委員 まず確認なのですけれども、10ページというのは、民泊ということではなくて、シェアリングエコノミー全体のもので、相談窓口の連絡先を記載したシールの配付と玄関への設置依頼というのは、そのうちの民泊について例えばということで書いてあるということなのか。この全体が民泊というわけではないということでございますね。

内閣官房IT総合戦略室（犬童参事官） おっしゃるとおりです。

佐久間委員 では、その上で、やはり一般的なシェアリングエコノミーと民泊の違いというのは、もう何度も言って申し訳ないのですけれども、民泊は本来シェアされるべきでないものをシェアせざるを得ないということですね。つまり、専有部分だけでないところを使わざるを得ない。共有のところとかですね。廊下を通らなければアクセスできない、ロビーのアクセスが禁止できるわけではない。つまり、人のものを使ってサービスの提供をするということが自動車のシェアリングなどと当然違ってくるということなのですね。そういう意味で違うのではないかという点を考えると、一般原則のほかに民泊というのは違うルールが必要だろうということです。

もう一つ言うと、提供者と利用者の間というのは余り規制をかけるべきではなくて、これはもうマーケットである規制が働き、事実上の淘汰がされるということでもあるので、もっと簡単に言ってしまうえば自己責任ですから、悪いサービスを受けても、それは多分安いからしようがないだろうということだと思いますので、その規制は強めるべきではないということだと思います。

実際、これは不動産であれば、1か月以上の賃貸であれば、それについて、もちろん仲介業者とかの規制はありますけれども、基本的には安心・安全について特別なルールというのはないわけですから、そこでテロリストに貸してはいけないということは全然規制が行われていない。怪しい人に貸してはいけないというものもない。それは貸すほうが勝手に判断している。もちろん公序良俗とか、違法行為が明らかであれば別ですが、そういうことでなければ規制していないわけで、それを1か月を切ると急に厳しくなるという理屈は多分ないだろうなと思います。

以上です。

安念座長 どうぞ。

滝座長代理 現在の民泊というのは、インターネットテクノロジーによる情報系の産業革命が起こっている中で、都市型のまったく新しいビジネスとして急速に膨らんでいる。インターネットによってニーズのマッチングが簡単にできるようになったことで可能になった新しいビジネスであり、そこを大前提で考えなければいけないのではないかと思います。

以前、ダンスのときも述べたのですけれども、時代の流れの中でグレーゾーンではあるが良識的にはOKという部分があることを放っておくと、一応もともとの法律からすると違法な要素を含んでいますので、そこを反社会的な勢力に利用されて、悪用されるようなことが始まってしまうと民泊自体が社会問題になってしまう。暫定的でもいいから早く、民

泊を肯定する側の規制というかルールが欲しい。そういう意味で既存の宿泊事業者が自らが宿泊場所提供のサービス事業者として民泊事業に参入する場合は、届出だけで結構ですのでどんどんやってください、というのがよいのではないかと思います。しかし、宿泊事業と無縁だった者がまったく新規の事業者として参入する場合は、しかるべき認可を必要とするようにする。そのような事業者が既存の宿泊事業者と組んだ形で事業を始める場合も考えられますが、その場合、別会社にする必要はあるかもしれませんが、既存の宿泊事業者が51%以上出資した形であれば届出だけでもOKというようにする。既存の宿泊事業者は彼らの長い歴史の中で良識を持っていますので、いろいろな確認や特定をきちっとしたり、場合によっては逆にどんどん指導したりしていくことも期待できるのではないかと。そんなことで何しろ早く肯定的に始めることがぜひ必要ではないかと思う一人です。

安念座長 ありがとうございます。

ずっと外部不経済の話が出ているわけですが、どうですか。個別のホストあるいは末端のサービス提供事業者への参入はできるだけ軽いほうがいい。もちろん一般原則としてそのようなのですが、そうとなるとプラットフォームに相応の責任を負わせなければいけないという話にきつとなる。ただ、その場合、今ここでも苦情処理に随分力点を置いて御説明をいただきましたが、果たして彼らにそういうことが本当にできるのだろうかという現実論はあると思うのです。つまり、基本的にはウェブ上でのマッチングをしているだけの事業者なわけですから、仮に顧客とか近隣住民の方から苦情があって、それを受け付けたとしても、別に事実認定をする機能とか人員とかがあるわけでは多分ないでしょうから、一体何ができるのだろうかという疑問が生じます。これは民泊だけではなくて、ほかのプラットフォームについてもみんな同じことが言えそうな気がするのですが、私のほうが心配のし過ぎでしょうか。

現段階で何か御見解があれば、松田さん、どうぞ。

内閣官房IT総合戦略室(松田企画官) もちろん相談窓口を設けるといことですか、あるいは苦情の解決に向けた努力について義務付けをするということが考えられるわけですが、少なくとも今、一番情報を収集して集約して持っているのはシェアリングエコノミー事業者ですので、それが例えば課題1のところでは本人確認事項、本人特定事項を確認することを義務付けたのであれば、文句の持って行き先を、誰が本当にホストをやっているのか、誰が利用者だったのかということの情報は、このプラットフォーム、シェアリングエコノミー事業者に集約されるわけですので、それを手がかりに民事ですとか、あるいは刑事的な責任もあるかもしれませんが、そういった解決の端緒がこのシェアリングエコノミー事業者さんのほうに担っていただくという位置付けを明確化することには意味があるのではないかと思います。

安念座長 そのとおりなのです。意味は大いにあると思うのですが、そこから先ですね。つまり、具体的に苦情処理に当たるような人員とかスタッフを雇わなければならないとなると、これはこれで大変な話です。そもそもネットでやっているということは、本当に一

部屋あればできるというのが前提なのに、極端な話を言えば、津々浦々に苦情処理部隊を置かなければならないなどとなってしまうと、これはほとんど業態そのものが変わってしまうというようなことになりはせぬかというのが私の懸念ですし、そもそもプラットフォーマーにそういう能力があるのだろうかというのが私の疑問なのです。誰かにお答えくださいという趣旨ではないのですけれども、ずっとそういうように思っておりました。

IT室の検討会でいろいろな業者さんにお話を伺って、私、最初はプラットフォーマーにいろいろ義務付けをすればいいというように楽観的に考えていたのですが、果たして、それは現実的にできる話なのかなというようにだんだん心配になってきたというのが正直なところです。

そうすると、今度はまた話が元に戻って、それなら末端のホストにそれなりの責任を課さざるを得ないだろうなという話になってくると、またこれはこれで新規参入を妨げることになって心配なのですが、なかなかうまく最適解が見つからないなと個人的には思っています。

どうぞ。

岡議長 これからいろいろ検討をしていただく課題があると思うのですけれども、我々規制改革会議の中でも、シェアリングエコノミーの中でも民泊というのは特異なものであり、外部不経済が一番大きな課題の一つだと。そこをクリアにして健全な民泊サービスを発展させていくためにはどうしたらいいのか。苦情を抑えるためにはプラットフォーマーに何らかの責任を持たせる、あるいは苦情相談所を作ることも一案だと思うのですけれども、今、安念座長が言ったように能力の問題があったりする。

もちろんプラットフォーマーにそれなりの責任を持たせることは絶対必要だと思うのですけれども、それだけだとワークしないのではないかなというような心配もあるわけですね。たとえば、周辺の住民からワーワー言われても、ホストがそこに一切住んでいないで365日貸しているというような場合には、本人がいないのであまりブレーキにならない。しかし、ホストがそこに住んでいれば、隣近所からワーワー言われてまで家を貸そうなどということに相当ブレーキがかかるのではないかなという気がいたします。

そうすると、住んでいない家を貸すのはシェアリングではないわけですから、外部不経済に対するアプローチとして、民泊に提供される宿泊設備には、ホストがある一定期間、そこに住んでいるという条件を付けるとか、その辺のところも考えていく必要があるかと思えます。

安念座長 何かもしコメントがございましたら。

内閣官房IT総合戦略室（犬童参事官） 岡議長のコメント、すごく有益だと思っていて、それをシェアリングエコノミー事業者のルールの中で制度化して、一般論的に制度化していくのか、あるいは旅館業法の今回の民泊の整理の中でどこまで民泊としてお受けするのかという両方のアプローチがあるかと思えますけれども、その辺は厚労省とも整合性を取りながらやっていきたいと思えます。

安念座長 どうぞ。

佐久間委員 今の議長の御指摘に関係するのですが、例えばカーシェアリングのルールの検討において、自分がいつも乗っている車の他、自分の所有、運行責任者である10台があって、そこには1回も乗ったことがない。ただ、それをシェアリングして貸すということは、今は何らかの規制があるのか、それについてのシェアリングエコノミーのルール作りの議論というのはどういうような方向で進んでいるのか教えていただければと思います。

安念座長 何か御存じですか。

内閣官房IT総合戦略室（松田企画官） 今回の検討の中で、カーシェア自体は俎上には上がってきていないのですけれども、カーシェア自体は既に共同利用という形で、個別の業法の中で整理がされていたかと思います。今回、そういったものについては取り上げてはきていなかったもので、詳しく承知はしておりません。

安念座長 どうぞ。

佐久間委員 全く私が不勉強なので聞いているので、今はカーシェアリングというのはあるルールがもうあって、自分が1回も乗っていない車でもそれはシェアできるということになっていると。

内閣官房IT総合戦略室（松田企画官） 一部の企業さんの中でも始められてらっしゃるかと思いますが、車を共同で使用するという形態でのカーシェアリング自体は既に始まっているかと思います。

安念座長 どうぞ。

松村委員 多分ライドシェアとカーシェアが若干混同されているのではないかと思います。例えば貸し別荘なのか、別荘貸しなのかという違いと同じで、どこかの事業者が所有していて、貸し別荘として貸すというのに対応するのが、恐らく御説明になったカーシェアのお話。多分これから問題になってくるのは、個人が所有している別荘の利用率を高める別荘貸しに対応するのがライドシェア。こちらのルールの整備はまだ遅れていて、これから対象にはなってくるのだらうと思います。ライドシェアは、これから議論していくと、白タクとかの問題で当然規制はかかっているし、かかってくることになると思います。

安念座長 どうぞ。

佐久間委員 すみません、松村さんがおっしゃったことが私のお聞きしたかったことで、つまり、もともと既存の必要な手続、レンタカーだとか、そういうのを取ってやっているということであれば、それは当然問題がないので、そういう業法の許可がなくてやるということのルール、だから、それはライドシェアだと言うのだとすれば、それについてのルールがあるのかというのが私の聞きたかったことです。

内閣官房IT総合戦略室（松田企画官） 個別の業法の話になるのですけれども、まずライドシェアというのは、要は車の座席を貸すものですね。シェアする。これについては、現状、有償で旅客を車に乗せて運送するのであれば、これは旅客運送事業ということで道路運送法などの規制業法の許可が必要だと思います。ただ、この有償についてはいろいろ

解釈が示されていて、実費ならいいのかどうかとか、そういったことは国土交通省さんのほうで個別に検討がされているというところかと思います。

今回、ライドシェアについては、現状の意味でのライドシェア、アメリカで行われているようなUberのようなもの自体は、今は有償で車の座席をシェアするという点については、まだ日本では行われていないということで、今回の検討会では中心的な議論にはまだなっていないです。

カーシェアのほうです。レンタカーのようなものについては、これはこれでレンタカーはレンタカーの事業の規制がございます。一方で、レンタカーの事業の許可を取らない形だとしても、共同利用という、車を共同使用するという形での規制緩和が、これも国土交通省さんだと思うのですが、数年前行われているかと思いますが、それは今そういった形でのシェア自体は進んできていますし、最近でも某ベンチャー企業が共同利用という形でレンタカー類似の個人間の車の貸し借りのサービスをITを使って始めたという記事が出ておりました。

安念座長 ほかにどうぞ。

松村委員 岡議長あるいは佐久間委員が御懸念になっているようなことは厚労省のほうの検討会でもある程度考えられている。まず、一戸建てなのか、集合住宅なのか。自宅なのか、自宅でないのか。つまり自分が住んでいるところを貸すのか、住んでいないものを貸すのかというのを分けて丁寧に議論しようという方向になっている。そういう具体論になってくるところでは、御懸念のようなことは最終的に考慮されると思います。

ここで示されたルールはあくまで共通ルールですので、これで、民泊で予想される問題に対して十分担保できそうということであれば、おそらくホスト等の規制は相当緩くても済む。しかしこの最低限の規制では具体的な民泊の問題で十分な担保は難しいということになれば、ホスト側にも一定の規制が入ってくるのだらうと思います。これは最低限の共通ルールですので、そういうことも想定して具体的なルール作りがされていくと思います。

私自身も若干懸念している点があります。ヒアリングの際にも少しそういう発言があったのですが、これは仮に業法とかでゲストやホストに一定の規制が入るのだとすると、もうこの規制は業法で規制されているのだから、上乗せの規制などは必要ないというようなことを言われたこともあったような気がする。そういうことを念頭に置いておられるわけではなく、これはある意味で最低限のものとして当然に守られるとして、これで足りない部分を業法で確保していくということになると思うので、業法が適用された瞬間にこれがなしになるとかと言われてしまうと。もはや最低限の規制などとは言えなくなり、議論が進まない。これは仮にホストに若干の規制がかかったとしても、当然、仲介事業者にかかる規制だと理解していいですね。

内閣官房IT総合戦略室（犬童参事官） 一般論的にシェアリング事業者がある一定のルールを守っていただかなければいけない最低限のルールだとは思っているのですが、ここにルールを作るということイコール、反面いろいろな業法で縛られている部分を消費

者の方というか、一般の方々がサービスを提供するときに規制緩和とセットで動いていけないといけないかなど。やみくもに規制の網をかけるということではなくて、それは今でも民泊というのが具体的に事例に挙がっているので、民泊の議論も見ながらということで留意させていただいているということです。

松村委員 例えば具体的に言うと、現実には仲介事業者は、登録されている物件が賃貸物件なのか、所有物件なのかということも確認していないわけです。それにもかかわらず、ここに対応するようなことは全部やっているというように主張しているわけですが、賃貸物件だとすると、これは明らかに契約違反。大半の賃貸契約では又貸しは禁止されているから。そういう意味で仲介事業者が調べられることには相当限界があることは事実。例えば所有なのか、賃貸なのかとか確認するというのは、本当にここでできるのかどうかを考え、できなければ一定の届出なり登録なりで確認することは想定外の範囲。現行のまま業法の規制緩和を一切ないのに上乗せ規制ということは想定していないとしても、規制緩和の程度が完全な無規制までいかない、これは適用されないというわけではないですね。

内閣官房IT総合戦略室（犬童参事官） それは業法からの規制緩和の程度、どこまで向こうの義務を外すのかどうか。要するに代替関係があると思います。それを見ながらだと思います。

安念座長 どうぞ。

刀禰次長 事務局の方から1つ頭の整理で確認したいのですが、必要最小限の規制だという説明が今あったと思いますが、例えば特区で民泊という形を進められていますが、今の特区の仕組みの法律をその制度の中では仲介事業者には特段の規制はなかったという認識をしていますけれども、ここでおっしゃっているのは、そういうものも最小限の規制をかけるべきだという意味なのか、それとも何か先ほども議論にありました、別の法律があれば関係がないということなのか、どういうお考えで整理されているのでしょうか。

内閣官房IT総合戦略室（松田企画官） 国家戦略特区法13条の外国誘客向けの宿泊業ですけれども、あれは旅館業法の適用除外がされているかと思います。その一方で、国家戦略特区法の規制の中で認定を受けるといった仕組みがあるかと思います。そのサービス提供については、一定程度のサービス品質について、これは旅館業法類似の補完をする、あるいは代替をするような形で一定の保障がされているのかなと思われまので、ここでもと想定していたような単純なC to Cの仲介ではないのかなということでもありますので、これはまだ今後の検討ではございますけれども、現状、国家戦略特区法13条については旅館業法と同様のものだと考えておりますので、そういう意味では、そこを仲介する方について、上乗せの規制をするというようなことはないと考えております。

刀禰次長 そうしますと、例えば旅館そのものであれば仲介事業者には旅行業法の規制がかかってきますね。そういう意味では、一応国がそこを見ているということになるわけなので、よく議論になりますのは、旅館ではないとなった瞬間に逆にそこが外れてしまっているというのが現状の今の仲介業者なわけです。ですから、そういう意味では、今の説

明だと結果的には別の仕組みがあって、一定の社会的な担保がされていれば最低限の規制も外れてもよいという頭の整理だということなのでしょう。

内閣官房IT総合戦略室（松田企画官） そこは詳しい制度設計はこれからでございますけれども、最低限のルールとして、シェアリングエコノミー事業者一般の規制にかかっているというところもありますし、あるいは旅館業法との関係で今、整理を検討しているような、さらなる厳しい規制といたしますか、プラットフォーム事業者の責務を国家戦略特区みたいなものについてもかけるかどうか。これも含めてこれからの制度整備、検討を進めていく必要があると考えております。

安念座長 私もつくづく感じたのですが、そもそも、どういうプラットフォーマーが現にあるのかさえ実は誰も知らないのです。しかも、今後はまたいろいろな種類のものがどんどん出てくるだろうと思います。今、刀禰次長がおっしゃったようなものは、かなり事実を把握した後で具体的にどういう立法をするべきかという話です。当面、例えば参入規制をプラットフォーマーにかけるとして、まず、そもそも誰がどこで何をやっているかを知るといって、そこが一仕事ですね。実体的な規制をかけるかどうかを検討するためには、まず事実を知らなければいけないので、その事実に関する情報提供をまずは求めなければいけないというところにも許認可というか参入規制の意味があるのではないかという気がいたします。

今までのように営業が基本的に箱で行われる場合には、そこに行けば何をやっているか分かるわけですから、大体どういう規制をすべきかということは官庁のほうで情報収集することがある程度できるのですが、この世界はほぼ全く分からない。となると、まずは教えてくださいというところから始めなければいけない。その点でプラットフォーマー法制の今までにはない困難というか、新しさがあるなということをつくづく感じました。感想です。

ほかにいかがですか。

どうぞ。

佐久間委員 今、安念座長のお話にもあった、プラットフォーマーへのルール付けというか、一種の規制をかける。実態が分かってかけますということになったとしても、それを最後は守っていただくという手段がないと全く絵に描いた餅。幾らこういうように修正してください、改善してくださいと言っても、はい、分かりましたで終わってしまう、実態は何も変わらないということなので、そこもこれは多分シェアリングエコノミーに共通し、なおかつITの利活用をした場合には、最後まで出てくる問題だと思うので、それはある意味共通の問題としてもう少し詰めないといけないのではないかと。これは日本に本拠のない人相手に執行するというのははっきり言って不可能ということになるので、幾らルールを作っても何の意味もないということにもなるので、それは民泊に限らずということだと思います。

安念座長 どうぞ。

岡議長 昨日、規制改革会議としての意見を出させてもらったのですが、今の点についても、誰がやっているか分からないという状態では、健全な民泊サービス、あるいはシェアリングエコノミーを発展させることにも、どちらかというところでは障害になってしまうわけですから、少なくともプラットフォームが誰だということは分かっているべきではない。我々としては、登録制にすべきだとか、許可制にすべきだとは断言しておりませんが、誰がプラットフォームとしてのサービス提供者であるかを明らかにすることも、これから詰めていくいろいろな条件の中に入れることを検討すべきだということまで申し上げております。

そして、最低限の条件プラスアルファの条件を満たしていない場合には、登録や許可を取り消すということとあわせていかなければいけないと考えています。私は、そのこと自体が新しいサービスの大きな障害になるとは思えないのです。

安念座長 どうぞ。

内閣官房IT総合戦略室（犬童参事官） 外国事業者に対する実効性というのは、なかなか外国との関係で難しいところがありますが、登録あるいは許可、一定の参入規制があれば当然違法な状態であれば退室を勧告するということはあるし、あとネットの世界でするので、そういう事業者は違法だと公表するということも、評判というのがネットの世界での重要な要素になっていますので、そういうものもあるかなと思っています。

安念座長 外国にサーバーを置いて、そこでマッチングのビジネスをやっていて、しかし、当然のことだから、日本でも画面上で見られるということであれば、確かに日本の影響が及んでいるという意味では日本でビジネスをやっていることになるだろうから、日本では日本法の支配を受ける。その上で違法であれば退出を命ずることになる。観念的にはそうだけでも、これは物理的にはどうにもしようがないですね。そうすると、今おっしゃったように、違法なことをやっていますよと、そういうサイトだから注意してくださいねという注意喚起をするぐらいのことしか多分できなくなるのでしょうかね。

Googleもサーバーがどこにあるか誰も知らないのではないかと思うのですが、しかし、日本で訴訟を起こして、サーチ画面での例えば犯罪歴とか何とかを削除してくれという仮処分が結構勝っていますけれども、あれができるのはGoogleも商売道具であるサーバーがどこにあるか分からなくても、とにかく日本法人の大きいのがあって、ここは権利義務の帰属点として訴訟の相手方にもなるというはっきりしたものがあるからでしょうね。あの手のものがないとなると、どうなるのだろうか。ほかにこれといった手がなくて、先ほどおっしゃったように注意喚起をするというくらいですか。余りはかばかしい手はないでしょう。どんなものですか。

内閣官房IT総合戦略室（松田企画官） 今回国内で自宅とかを提供する。そういったサービスを仲介するということだと思いますので、実際問題が起こるのは日本国内ということになりますので、そういう意味では、その定義の仕方かとは思いますが、そういったシェアリングエコノミー事業中で、例えば民泊については、国内にある自宅に人を

泊めること。仲介する者については登録なり届出なりかもしれませんが、そういったときに必要とするということにすれば、登録の拒否事由の中に例えば外国法人にあっては、国内に営業所がない、あるいは代表者がいない者については、登録拒否事由に入れるということが考えられます。ここでもし登録いただければ、登録事業者については恐らく公表しますので、登録がない事業者については、これはある意味違法だということは周知できるのかなというところがございます。もちろん外国への協力というのもあり得ますけれども、そういった形で、今、少なくとも海外のシェアリングエコノミー事業者が国内にある民泊を仲介していったとしても、このシェアリングエコノミー事業者自身の行為を違法化、適法化するような法律が今、存在しておりませんので、まずはそこからかなと考えています。

安念座長 そうですね。ほかにいかがですか。

では、そろそろ時間であります。今日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。いろいろ啓蒙されました。大変有益なヒアリングをさせていただくことができまして、感謝いたします。

当ワーキング・グループといたしましては、来年の答申取りまとめに向けて、民泊サービスの規制改革について議論を続けていくこととしております。本日お教えいただきましたことを含めて精力的に議論していきたいと思っておりますので、今後とも御協力を賜りますようお願いを申し上げます。今日はどうもありがとうございました。

では、今日の会議はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。